

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成25年2月21日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 函館地方裁判所5階大会議室

出席者 司会者 笹野明義（函館地方裁判所長）

法曹出席者 中桐圭一（函館地方裁判所刑事部総括判事）

竹村真弓（函館地方検察庁検事）

田中綾太郎（函館弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 5人

報道機関出席者 函館警察司法記者クラブ記者4人

### 【 裁判員経験者の紹介等 】

司会者（笹野所長）

函館地方裁判所長の笹野でございます。裁判員経験者の皆様には、お忙しいところ、また、遠い所からもこの意見交換会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

冒頭から撮影ということで緊張しますよね。法廷でも最初の2分間の撮影というのはすごく緊張するものです。しかし、それも終わりましたので、ざっくばらんな話をさせていただきたいと思います。

若干、趣旨について説明したいと思いますが、平成21年5月に裁判員制度が施行され、函館での裁判員裁判の第1号事件というのは、平成22年2月16日に行われまして、それから約3年が経過しました。これまで函館地裁では、被告人の数でいいますと22件の裁判員対象となる事件があり、そのうち既に判決がなされて終わった事件は17件ということになります。今日は、そのうち3件の事件を担当していただきました5人の裁判員経験者の方々にお越し頂きました。裁判員経験者の皆様には、裁判員裁判終了直後にアンケートで御意見や御感想を

お伺いしておりますけれども、ある程度時間が経過した時点で、裁判員を務めていただいた御経験がどのようなものであったのか、あるいは、どのような課題があったのかなどについて御自由にお話していただきまして、その内容につきましては、市民の方々にお伝えするとともに、よりよい裁判員裁判の運営のために生かしていきたいと考えていますので、忌憚のない御意見、御発言をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、今日、参加しております法曹関係者の皆さんに、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。竹村検事から申し上げます。

#### 竹村検察官

函館地方検察庁の検事の竹村と申します。私は、函館に来て2年目でございます。函館では、裁判員裁判は四、五件ほど担当させていただいております。今日いらっしゃる方が体験されている裁判員裁判の中には、1件だけ私が立会したものがあるかと思えます。今日は、裁判員を経験された方から意見をいただける貴重な機会でございますので、率直な意見を聞いて庁内に持って帰り、今後、より良い裁判員裁判に努めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 田中弁護士

函館弁護士会所属の弁護士の田中と申します。本日は、御多忙の中、おいでいただき誠にありがとうございます。私自身は、これまで3件の裁判員裁判を担当させていただきました。今日おいでの皆様の中の事件では、去年10月の殺人、死体遺棄事件を担当させていただいております。私自身、弁護人として裁判員の皆様にどのように被告人の主張をお伝えすることが分かりやすい裁判になるのか、ということをお悩みながらやっております。今日は、是非、皆様のざっくばらんな忌憚のない御意見をお聞かせいただき、それを弁護士会に持ち帰って今後の弁護活動にフィードバックさせていただきたいと思っております。今日はよろしく申し上げます。

中桐裁判官

函館地方裁判所裁判官の中桐と申します。私は平成22年4月に函館に参りまして、これまで16件、裁判員裁判の裁判長を務めさせていただきました。今日お越しの皆様につきましても、それぞれの事件で一緒に評議、審理を行わせていただきまして、また、こういう機会にこうしてお会いできたことを非常にうれしく思っております。皆様から本日、裁判員裁判の今後のより良い運用のための貴重な御意見をいただけると期待しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

司会者（笹野所長）

それでは、今日おいでいただいています経験者の皆様それぞれに担当していただいた事件について簡単に触れておきたいと思えます。

まず、1番から3番の方には、殺人事件を担当していただきました。この事件の裁判は、平成24年4月25日から27日までの3日間実施されました。4番の方に担当していただきましたのは、一人の被告人が住居侵入、窃盗、強姦、強制わいせつ致傷など多数の事件を起こしたというものでして、この事件の裁判は、平成24年9月11日から14日までの4日間実施というものであります。次に5番の方には、殺人、死体遺棄事件を担当していただきました。この事件の裁判は、平成24年10月2日から4日までの3日間実施されました。それぞれ御紹介した事件を御担当していただいたということを前提に、いろいろと具体的な感想等を伺ってみたいと考えております。

### **【裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象等】**

司会者（笹野所長）

まず最初に、裁判員経験者の皆様から裁判員を経験されて一定期間経ったこの段階で、当時の思い出とか、あるいはお感じになっていることなど御自由に一言ずつ述べていただいて、ウォーミングアップしていただきたいと思えます。

1番

裁判所から封書が来たときに、まず第一は、何か悪いことをしたんだろうかという驚きでした。次に裁判員に選ばれて事件の内容をみると、神経の病気を持っている方なので、相当慎重に考えていかなきゃならないというのが第一印象としてありました。

## 2番

去年の4月に裁判所から通知がきまして、何事が起きたのかなと正直思いました。裁判員裁判が、国民が参加するということで、いろいろ聞いていましたけれども、DVDを見させてもらって、これは別に恐ろしいものじゃないなと思いました。

今まで新聞等で見ても、よく分からないことが多かったんです。ただ、刑が決まりました。どうして人殺しがあったのかとか、強盗があったとか、そういうことだけだったんです。今回参加させていただいて、裁判というものがどうしても必要かつ大事なことなのかなと思いましたし、すごく勉強になったと思っています。

## 3番

私も前のお二人と同じ事件を担当しました。大変貴重な体験をさせていただいたと思っています。この経験は、楽しいとか思い出に残るとかというものじゃありませんので、当時を振り返って思うのは、終わったときにもものすごく疲れたことを思い出しています。それは、人を裁くとか、その被告人が病気であったりとか、私ども素人に判断するには、かなり難しいところがあったんだろうと思います。

## 4番

今から考えますと、裁判員裁判に参加させていただいたときは、これまで私が生きてきた中で一番よく考えたなと思います。私は、人生経験が浅いからなのかもしれませんが、頭が痛くなるくらい考えました。

裁判員裁判の候補者になったときに考えたのですが、暴力団の関係の事件があ

って、傍聴している仲間の人に仕返しされたりしないのかなという心配をしました。あとは、犯罪について、そのときに初めて会った方といろいろ話をして結論を出すというのは、すごく興味深い経験だったと思います。

## 5 番

私の場合は、郵便箱に見慣れない封筒が入っていて、裁判所から呼ばれるのは、悪いことをしたときとか何か裁かれるときくらいと思っていたので、初め見たときに何かなと思ってびっくりしました。しかし、開いてDVDを見て、これは裁判員裁判なんだと分かりました。

初めは、本当に物見遊山な気持ちでした。はっきり言って、本当に軽いものであったと思います。しかし、参加して裁判員に選ばれて色んなことを話しているうちに、それではだめなんだと、やっぱり人を裁くということの一翼を担うということは、非常に重たいものであるということが初めて分かってきました。

私の場合は、親族間の殺人事件でした。裁判では被告人の表情を見ていこうと思ったのですが、なかなか見ることは困難でした。被告人のことを全く知らない状態で、果たして3日間で事が済むのか、判決を出していいのかと自分自身に罪悪感というものを感じたことがあります。

## 【 選任手続についての感想、意見等 】

司会者（笹野所長）

どうもありがとうございました。

先ほどからお話に出ていますけれども、1番、2番、3番の方の事件、それから5番の方にやっていただいた事件、いずれも親族間の事件ということで、それぞれ精神的な御負担があったのではないかと思います。それと5番の方がおっしゃったのは、裁判が3日なり4日なりという期間しか被告人と接することがないということです。

これは、流れから申し上げますと、裁判は、まず逮捕されて警察官や検察官の

調べを受けて起訴されてという順を踏んでいくのですが、それぞれ関与する段階がありまして、裁判というのは、やはり公判だけの勝負ということになりますので、その辺の御負担を感じられているということですね。

それと4番の方がおっしゃった暴力団の関係ですが、これは非常に裁判員の方が御心配されているというのはよく分かります。ただ、裁判官は、暴力団の事件を随分やっけていても、実際に仕返しされるというような例は聞いたことがないのですが、それだけで済む問題ではないので、いろいろと裁判所としましても考えなければいけないのかなと思っております。

今回、いずれの事件も午前中に選任手続をして、午後から裁判員裁判に入って、3日なり4日なり連続して行うという日程をとっております。これについて、連続して行う方がいいのか、あるいは、ちょっと間がある方がいいのか、それからもう1点は、選任手続の後、すぐに裁判に入るのがいいのか、それとも選任手続は別にやって何日か間をおいてやった方がいいのか、この点について何か御意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。

#### 4番

選任手続の後、午後からすぐ始めるというのは、理由があつてやっていると思うんですが、個人的に言えば、ちょっと時間があつた方が落ち着いてできると思ひました。当日の朝はまだ裁判員になるかどうか分ならず、昼になると裁判員になってすぐやるというのは、心境としてはかなり切迫した感じでやっていたような気がします。

#### 司会者（笹野所長）

裁判所が午前中に選任手続を行い、午後からすぐ公判を行うのは、これを別々に行った場合、余分に1日多く来ていただかなければならず、少しでも来ていただく日を少なくするため、このような日程で行っています。

御負担を少なくしているつもりなんです、御指摘のとおり、選ばれたらすぐに法廷に入らなければならなくなり、精神的に切迫した感じになることや、仕事

や裁判員裁判の日程調整のやりくりなど、あらかじめ分かっていたら対処しやすいなどについての意見はいかがですか。

5 番

選任の件ですが、もう少し簡素化できないものでしょうか。40人集まって手続を行っていますが、裁判所が書類を送付する段階で番号をつけ、時間を決めて来てもらった方が簡素化できて良いのではないのでしょうか。

司会者（笹野所長）

裁判員等が8人必要であればオーケーの人から8人選んで行えば簡素化できるという趣旨でしょうか。

5 番

いいえ、裁判所で40人の候補者全員に文書を送付していますが、裁判所が40人の中から補充裁判員を含む8人を選定していただいて、その方だけに期日に集まってくださいとの文書を送付した方が簡素化できて良いのではないかと思うのですが。

司会者（笹野所長）

今の選任手続について説明しますと、最終的に裁判員6人と補充裁判員数人を選ぶのですが、そのために最初に80人から100人位に手紙を送付します。そうすると五、六十人の方から体調や仕事の関係での辞退を申し立てられ、なんとか選任手続当日に三、四十人の方が来られても、3日間の日程の都合が付かない、体調不良、お子さんの関係などで、結局、最終的に残った方は少なくなります。その中で裁判員6人と補充裁判員数人を選ばせていただきますので、最初から裁判所で人選してお願いするのは難しい点があります。ただ、裁判所としても、来ていただく方をなるべく少なくして負担を少なくしたいとは考えているのですが、この点についてはいかがでしょうか。

3 番

私も、集まったときには50人くらいいて、幾ら何でも多いんじゃないかと思

いました。当日集まった方の中で都合が悪い方がいたとしても、半分や4分の1に絞ってもいいんじゃないかと思いました。それと、裁判員はくじなどで決めていると思うんですが、選出方法が分かるような形の方がもっといいんじゃないかと思いました。

司会者（笹野所長）

抽選はパソコンでやっております。最終的に残った方の番号を入力してパソコンのシステム上で抽選を行っております。実際にくじを引いているのではとか、回転式抽選器で商店街の福引きのようにやっているのではと言われることも多々あります。以前、裁判所では回転式抽選器を使用していたこともありますが、最近ではパソコンを使用してスマートに行っております。御意見は今後の参考にさせていただきます。

また、100人に案内を送付しても選任手続に来られるのは三、四十人で、人数が多過ぎるとの御意見はあるところですが、法律の規定上、検察官や弁護人はこの人を外してもらいたいと請求ができたりすることから、若干多めに来ていただいていることもあります。

中桐裁判官

函館の選任手続は三十数人程度が多い方だと思います。当日になって急に差し支えになる方が数名いらっしゃったり、先程の選任しないで欲しいとの権利の行使などから、ちょっと多めに選んでおかなければ、足りなくなればそれ以上手続は進められませんので、余裕を持った人数でやらせていただいております。ただ、もう少し絞れるところはあるかとも思いますので、今の御意見を参考に検討させていただきます。

司会者（笹野所長）

選任に関しまして先ほどの手紙が来たときの感想等もありましたが、選任当日の手続の流れについてですが、説明があり、質問手続があり、最後にくじがある流れでしたが、この手続進行について御意見等はありませんか。

3番

進行については、いろいろ説明してくださったり、非常に親切に対応していただきましたので、不都合は特になかったと思います。

1番

選任の手続の方法ですが、私個人としては妥当だと思っています。

司会者（笹野所長）

事件によっては長くなることもあります。4番の方の事件は事件の数も多かったことから長かったと思いますが、その点はいかがですか。

4番

「このような罪状の事件です。」程度で詳しい説明はありませんでした。人数が絞られた後には「このような名前の方の事件ですが関係した方がいらっしゃれば参加していただけない。」などの説明がありました。私は1回しか経験がないため、手続が長いかどうかは分かりません。

#### **【 審理についての感想，意見等 】**

司会者（笹野所長）

これからは、実際の裁判手続に移って行きたいと思います。裁判の流れを確認しますと、まず最初に法廷に入って人定質問というのがあったと思います。その後、検察官と弁護人による冒頭陳述、それから証拠調べ、最後に論告求刑という流れで検察官、弁護人がもう一度意見を述べて被告人の最終陳述、その後、評議、判決という流れでした。

最初の冒頭陳述では検察官、弁護人が10分から20分程度の時間を掛けて行なわれたと思います。冒頭陳述では検察官、弁護人がどういう主張をするのか、どんな証拠がどんな順番で出てくるのかといった説明があったと思いますが、この冒頭陳述について分かりやすかったかどうか、長すぎるなどの御感想や改善点などがあればお願いします。

1 番

別に分かりづらいということはありません。

2 番

言葉は難しい言葉が多かったと思います。それを裁判官などが「この言葉はこういう意味です。」と非常に分かりやすく説明してくれたのが良かったと思っています。

司会者（笹野所長）

逆に言うと、検察官や弁護人の冒頭陳述では、難しい言葉が使われていたというのでしょうか。

3 番

私は、検察官や弁護人の冒頭陳述は、非常に分かりやすく整理されていたと思っていました。

司会者（笹野所長）

それを聞いていただいて、大体こういう事件だということは頭に入ったということでしょうか。

4 番

私が参加した事件は、罪状が多かったのでかなり長かったですが、妥当な感じですか。

司会者（笹野所長）

4 番の方の参加した事件は、事件数が12個あったんですかね。かなり長かったと思いますし、似たような事件もあったと思いますが、大体の全体像は理解できましたでしょうか。

4 番

最初の冒頭陳述だけではなかなか難しいのかなとは思いましたが、それだけで終わるわけではないので、しょうがないと思います。

5 番

私が参加したのは親族間の殺人事件で、冒頭陳述はきれいに整理されていました。余りにきれいに整理され過ぎていてそう感じました。検察官の冒頭陳述は、これだけ整理されているということはすごいなどの印象がまず第一でした。弁護人の冒頭陳述は、人間の内面、情状というか表現力がすばらしく、聞いていて「ここまで言っているの。」と思うくらい訴えかける、そういうものを感じました。

司会者（笹野所長）

難しい言葉もあったようですが、概ね良かったということなのですが、こういう点を改善したり工夫した方が良いのではなどの意見はいかがですか。

4 番

工夫については思い付きませんが、冒頭陳述は型が決まっているような文章で、良くご存じの方だと分かりやすいんでしょうが、枝葉をできるだけそぎ落としたような文章になるので、初めて聞く者にとってはお経のように聞こえるのかなと思いました。

司会者（笹野所長）

なるほど、抽象的に感じるということですかね。

裁判所としては、この事件がどういう事件かというポイントを示して欲しいとお願いしています。なるべく短くポイントを絞ってとお願いしているので、検察官や弁護人はそのようにされているんだと思いますが、刈り込みすぎですかね。

4 番

しょうがないことかもしれませんが、きれいに磨かれた石を見ているような感じですか。

司会者（笹野所長）

1 番、2 番、3 番の方は何か意見がございますか。

3 番

私は、分かりやすかったし、そのことによって事件の全貌が分かりました。冒頭陳述をしたり証拠書類を調べたり、その時々での休廷時間には、法廷の後ろの

部屋で裁判官が分からない点などを解説してくれますから、判断に困ったとか、分かりづらかったことはなかったように思います。

司会者（笹野所長）

冒頭陳述は検察官や弁護人によってやり方が違うところもありますが、冒頭陳述で配られたペーパーについてはどうでしたか。

3番

検察官と弁護人からペーパーが配られました。非常に分かりやすかったんですけども、弁護人からのペーパーは争点が整理されているんだろうと思うんですが、少し短かったのかなとの印象を受けました。

2番

証拠調べなどの時に15分も20分も言葉だけであの話を聞いていたら意味が全然分からなかったと思います。だけど、パソコン画面に文面が流れてきて自分で読み上げていって理解することができました。あれはすごく良いと思いました。難しい言葉が多いから、ただ聞いているだけでは分からなかったと思います。

司会者（笹野所長）

冒頭陳述もパワーポイントを使って行っているということでしょうか。証拠調べの段階で使われているのか、いかがでしょうか。

中桐裁判官

冒頭陳述について、検察官は最近パワーポイントを余り使っていないと思います。平成24年以降はなかったと思います。弁護人の方は時々使われる方がいらっしゃいます。

司会者（笹野所長）

書類の性質などによっては、同時に画面で見られる方が理解しやすい場合もあるのではないかとのお意見ですね。ありがとうございます。

次に立証、証拠調べの段階に話を進めていきたいと思います。双方が冒頭陳述をした後、いよいよ証拠を調べるわけですが、まず、証拠全体の分量については

いかがでしょうか。4番の方の事件では、証拠書類の朗読は全部で被害者側、目撃者関係、被告人関係など合わせて4時間半くらいになったと思うんですが、この点についていかがでしょうか。

4番

傾向が同じような事件をずうっと聞いているので、大変だな、疲れるなと思いました。証拠については画面上の読んでいる箇所が赤線で表示されていました。私は当初、紙の方が良いと思っていましたが、どこを読んでいるのか分からなくなることもあるし、量の多い事件でしたので全てを紙でもらうと混乱するんだろうなと思いました。

#### 【当事者の立証の在り方について】

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

4時間半というと、かなりお疲れになったと思うんですが、これはちょっと難しい質問ですが、ここまでこういう証拠はいらなかったんじゃないかとか、何かそういうのはございますか。

4番

初めてなので何とも言えないんですが、こんなふうに証拠が出て、この人がやったんだ、确实だと言える証拠と思って出して来てるんだなと感じました。私の参加させていただいた事件は、事件についてやったというのを認めていましたので、それで証拠が少ないっていうのもあったのかもしれませんが。検察の方々は審理を早く終わらせるために、いっぱいある証拠の中から選んでいるのかもしれませんが、もっとあってもいいのかなと思いました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

裁判所の方としては、検察官、弁護人に対して、事件のポイントはどこなのか

分かるように証拠を絞って出してくれとお願いしてるんですが、場合によってはもうちょっとあってもいいのではないかと、こういう御意見ですかね。

逆に5番の方にやっていただいた事件は、特に目撃者もおりませんし、比較的証拠書類も少なかったと思うんですが、いかがでしたか。感じとして足りないんじゃないかなとか、こういうのがあればいいんじゃないかなとか。

5番

本当に単純な事件だと思います。証拠書類も少なく、場面場面のパソコンで見ている部分だけでした。残酷とを感じる面はありました。あれを見てやっぱりショックで、裁判官から次の証拠を見てもらえますかと言われたときに、いや、もういいですと言って一部拒否してしまったこともあります。そういうことを含めて、やっぱり、裁判員が果たして何でもかんでも見ていいのかなというところも感じました。普通に考えてひどいなというのを、あまり見たくないですというのが事実なところなんですけど、本当はそれを見なければ駄目なのかもしれませんけれども、それを強く感じました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

おそらく、裁判所の方でも検察官の方でも、極端にショックを受けるような写真は控えているんだろうと思うのですが、それでもやっぱりショッキングだったというところがあるということでしょうか。

5番

私ら一般人が立ち会ってみて、専門的な立場ではないですから、それを見せられたときに人それぞれの受け入れる度量というものがあります。やっぱり女性なんかはきつかったんじゃないかなと思います。男性であればある程度消化できると思うのです。そういうところは裁判長の方から「皆さんどうですか。」と聞いていただいて、「じゃ、見なくていいです。」ということを行ったことは一度ありました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

この話，1番から3番の方にもお聞きしたいのですが，ちょっと話は別になりますが，1番から3番の方の事件では，お医者さん呼んで被告人の精神状態について聞いていただいたということがございましたね。

あの証人尋問について，どうでしたでしょうか。

1番

医学用語っていうんですか，専門用語っていうんですか，ある程度用語の説明はあったんですけども，医者本人の説明の中で「あれっ。」っていうところが結構ありました。どういう意味なのかなって考えたことが何回かあります。

2番

言葉は難しいものもありますから，休憩の時に裁判官の方たちが，こういうふうにして，こうなりましたと説明してくれたことがすごく分かりやすかったです。

3番

私は，お医者さんの方が証人で証言された時に，病状がある程度性格に与える影響だとか，それから，随分長い間かかっていたとか，どういう症状になるのかという一般論的には何となく理解できるところはあったんですが，それが事件とどう結びついたのかとか，何故そうなったのか，そのところを理解するのに少し苦労したといえますか，理解しづらかったところはありました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

3番の方がおっしゃったことは，本当に我々にとっても難しいことなんです。若干難しい言葉はあったけれども，一応お医者さんからお話を聞いてみて，それなりに理解できたということでよろしいでしょうか。

場合によってはお医者さん呼ばずに調書という形で説明されるということもあると思うのですが，実際にはお医者さん呼んでいますけれども，書面でずっ

と読まれるのと、お医者さんに聞いてみるのとどっちがいいのかというと、どう  
でしょうか。

3 番

やっぱり、それは、来ていただいて説明していただいた方がよろしいんじゃない  
のかなとは思いますが。

司会者（笹野所長）

どういった点でしょう。

3 番

具体的に聞けるんじゃないでしょうか。書面で書きますと、どうしても通り一  
遍になりますし、難しい言葉は難しいままになると思うんです。口で説明しますと、  
かんで含めるように説明してくれるだろうと思うんです。私ども素人ですから、  
かんで含めるように優しく説明していただいた方が理解力は上がると思うんです。

司会者（笹野所長）

ありがとうございます。

1 番

今回の事件に関しては、病気が絡んでいたのも、お医者さんからどれだけ完治  
しているか明確に言葉としては出てこなかった気がするんです。そのところが  
私たちには理解できないものもありました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

それから、4 番の方の事件では、被害者がたくさんいたんですが、実際には、  
調書を読むのを聞くだけということだったと思うんですね。そういう場合に、検  
察官が調書を読まれるのを聞いているのと、仮に、被害者の口から直接状況を聞  
けたとしたら、受ける印象としてはどう思われますかね。

4 番

人間は感情の生き物なので、被害者の方が出てきたらかわいそうだなという心

情は大きくなってしまおうと思います。分からないですけど、そういう、かわいそうだなという気持ちをそんなにいっぱい持っていいのか、それによって刑が重くなるというのはちょっと違うんじゃないかなと思うんです。そういう意味では悪いところもあると思うんです。被害者の方に調書に書いていないことを聞けるとは思います。私の事件では、弁護側と検察と食い違っているところがありましたので、そういった点については、水掛け論じゃないですが、どっちが正しいのかというのは、調書ではなかなか難しいところはあるのかなと思いますので、被害者に来ていただくというのが、分かりやすくなる場所もあるとは思いますが。

司会者（笹野所長）

必ずしも被害者に限らず、目撃者の場合もあると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

4 番

私は、できるだけいろんな事を見て、聞いて、それから判断したいタイプなので、時間が長くなってしまふかもしれないんですが、大事な判断ですから、できるものであれば、調書だけじゃなくて話を聞いてみたいと思いました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

5 番の方の事件の場合は、親族間の事件でしたけれども、お父さんが情状証人として来られて話をされましたね。それを調書で出すということもできたと思うんですが、実際に、家族のいきさつなんか聞かれてどうでしたか。

5 番

そうですね、お父さんの場合、父親としての感覚よりも、何か、親戚のおじさんがしゃべっているというような感覚を抱いたことがあります。

父親は、できれば息子が出所したら一緒に過ごしたいと言っていました。判決が15年ということで、お父さんがそれまで元気だろうかということも思いましたし、被告人の無表情さがものすごく気になりました。判決を言い渡されたとき

に、何か感情が出てくるんじゃないか、人として思うことが出てくるんじゃないかと思いましたが、残念ながら見てとれなかったことが私には残念でなりません。社会が果たしてどれくらい受け入れてくれるのか、ちゃんと受け入れて本当に更生してくれるのかというようなことの方が、私は心配になりました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

それから、1番から3番の方の事件では、弟が結構重要なキーパーソンだったと思うんですが、弟の話は調書で調べたということになるわけですね。これについては、直接聞いてみたいということは思われなかったですか。

直接聞いてみればもうちょっと印象が違ったんじゃないかなとか、その辺の御感想はございますか。

3番

弟さんについては調書の中で何度か出てきてました。御本人から聞ければ良かったんでしょうけれど、たぶん聞けないんだろうなと。あと、かなり詳細にその辺の状況は説明されてましたから、それで足りるのかなという感じはしていましたが、それでも。

司会者（笹野所長）

「聞ければ良かったんでしょうけれど」というのは、どういう点ですか。

3番

お兄さんが親族を殺したんですが、お兄さんとの関わりというか、お兄さんは病気で、弟さんから話を聞いたときに、もう、自分の体験のように怒ってしまったというようなことだったのですが、もし聞けるのであれば、どういう話し方をしたのか、お兄さんに与えた影響がどうだったのかというようなところを聞ければ良かったのかなという気もしないでもない。ただ、調書の中ではかなりその辺も含めて細かく書いてたように覚えていますけれども。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

1 番の方。

1 番

同じようなことなんですけど、読み上げしか聞けなかったし、弟さんの方は病気ってことはなかったんですし、もう少し対処の仕方が、身内のことなんだけれども、なにか打つ手がなかったのかなっていう気はしています。

### 【 評議・判決宣告についての感想・意見等 】

司会者（笹野所長）

では、次に、評議・判決のことに移ります。

いずれの事件でも、二日目あるいは三日目の午後から次の日にかけて評議がなされたということになると思いますが、評議はどうですか、思ったことが自由に発言できたとか、十分な議論ができたとか、本当はこういうことが言いたかったんだけども言えなかったとか、あるいは、裁判官にリードされ過ぎて思ったことが言えなかったとか何でも結構です。1 番の方から順番に御意見を聞きましょうか。何でも結構です、評議に関して。

1 番

私の事件は、精神的な病を持っていた方なので、慎重にということを中心に考えていたんですけども、大体思ったような結果が出ました。

司会者（笹野所長）

評議の過程とか議論についても大体思ったことはできたという趣旨でしょうか。

では、3 番の方。

3 番

私ども裁判員の方も、多分私はその時結構話したと思うんですけど、私以外の裁判員の方でも、それぞれに考え方を話す人もいれば、質問だけをする人もいれば、いろんな形で話をされていて、そういう話をする中から少しずつ裁判員の

中で話がだんだんと詰まっていく形で進んで行きましたから、非常に良いまとめ方をされたのではないかと、それだけまとめる方がかなり大変だったのではないかと私は思っています。私どもが言うのもなんですけど、裁判员と裁判官は一体感を持ってできたんじゃないかと思っていますし、そのような感じは持っています。

## 2番

代弁してくれたようなものですが、やはり開かれた裁判というのですか、こういうことに参加させていただいて、やはり流れというものが全然分からない。休憩時間になり、集まったときに話をする、こういう事例はこういうふうになっていますとか、いろいろ教えてくれましたので、裁判の流れについてすごく勉強になりましたし、こういう形で参加させていただいたことにありがたく思っています。

司会者（笹野所長）

4番の方はいかがですか。

## 4番

私はあまり空気を読めないタイプで、いろいろとやっていたと思いますけれど、皆さん、いやそれは変ですよとすぐ否定するわけではなく、突っ込んだ話ができていると思っています。一回しかやっていないですから、何が当たり前なのか、何が常識なのか、こういうことを考えるには、何を手がかりにしてやっていくのかがまず分からない。何が分からないのかが分からないという感じでやっていくので、そういう時に、こういうときはこういうのが当たり前なんですよと3人の裁判官から言ってもらって、「なるほどそうだな。」「確かにそうだな。」と。でも、「何か私は違うような気もする。」と言え、それにも対応していただきましたし、すごく濃密ないい時間だったと思います。

## 5番

私の場合は、決まっているような裁判のあり方であったと思います。裁判官の

話を聞いていると、そこへ誘導されるというか、あまりにも分かりやすいために、誘導されていって、これは大体こういうことですよ、こういう具合になりますよと合議とか評議を重ねている間に、こっちだよと導かれていくような気さえしたことがありました。あまりにも分かりやすいために。何というのですか、踏み外せない、その範囲から出られないというようなことを感じたことがありました。しかし、結論としては、意見に沿った判決のところまでいったのかなというのを感じました。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

5番の方が言われた問題は、なかなか難しい問題だと思いますが、4番の方もある程度自分の意見を言えたとおっしゃいましたが、その当たり、1番の方、3番の方、それに関してございますか。

3番

私も自分の心構えとして、裁判官の方、裁判長の方が言われたことに導かれることのないように自分に言い聞かせながらやったつもりなんです。結果的には、むしろ裁判長、裁判官の方々が気をつけられて、十分に議論をさせて、裁判員の方からこういう場合はどうですかということが出たときに初めて、例としてこういうことだと、ただ、それはあくまでも例ですから、そういうものではないというように付け足しながらですね、言われたような気はします。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

裁判官は、裁判官として自分の意見をはっきり述べる必要があります、それから一般の市民の方々の御意見をどうやって調和させて、一つの意見を形成していくのかと、私自身が裁判員裁判をしていても常に一番難しい問題だと思っています。皆様方の御意見、御批判を心して、これからもやっていく必要があるのではないかなと感じました。

## 【 守秘義務について 】

司会者（笹野所長）

それでは次の問題にいけますが、マスコミ関係の方，あるいは弁護士会からもよく問題提起されます守秘義務について，一言で結構ですので，御意見，御感想を伺いたいと思います。

1 番の方，よろしいでしょうか。

1 番

守秘義務は読んで字のごとくなんですけど、私としては、ごく一部の人に裁判員になったからと伝えていきます。内容については一切しゃべらない。私は刑務所の刑務官に友達がいるのですが、一切言ってません。一部の上司とか、家の人しか知りません。

司会者（笹野所長）

守秘義務につきましては、説明されているとおり、裁判員になられた後は、裁判員を経験したということとか、裁判員を経験してどういう感想を持ったとか、こういうことは言っていて構わないのです。お願いしているのは、評議の中で誰がどういうことを言ったとか、プライバシーに関わることを言っていたら困るということをお願いしているのですが、それがどの程度御負担に、あるいは守秘義務は必要なのかとか、守秘義務はなくてもいいのではないかと、御意見はありますか。

3 番

私の場合は、裁判員になったことを知っている人はほとんどいませんし、自分の妻くらいですから、中身についても聞かれませんがしゃべりませんので、ほとんどそのことを話題にしたことはないのです、多分大丈夫。これからはきっと、テレビに出たり、ニュースになったりして、どうだったんだと聞かれない限りは大丈夫なんではないかと思っています。

司会者（笹野所長）

守るかどうかということよりも，そういう制度があるということについてはどうでしょう。

3 番

制度があることは知っております。

司会者（笹野所長）

それについての御意見は。

3 番

それは当たり前だと思っています。世の中で仕事でも何でも，しゃべっていいことと良くないことが仕事の内容によってはありますから，それは当たり前のことだと思っています。

4 番

裁判員裁判に参加して，守秘義務が及ぶ範囲というのはごくごく少ない。特に負担になるものではないと思います。評議で誰が何をしたとか，そういうのは言っただけいけない。だけど傍聴をしている方が知れる範囲のことは何でも言っただけいいということですから，ほとんどないと考えて，私はそんな感じで考えています。

5 番

私は，新聞報道，特にマスコミ報道に出た部分しか言わないようにしています。それが一番安全かなというように思います。

### 【 これから裁判員となられる方へのメッセージ等 】

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

最後に，これから裁判員になられる方に対するメッセージということで，裁判員を御経験され，これからの裁判員に伝えたいことを一言ずつお話いただければと思います。1 番の方，よろしいでしょうか。

1 番

慎重になるのもいいですけど、冷静に沈着に考えていってくださいということですね。ただそれだけです。

3 番

自分と同じ経験をこれからしなくちゃいけないと思うと、なんともかわいそうな気がします。ただ、選ばれるわけですから、選ばれたら、その時は最善を尽くすべきなんだろうと思います。決めるのは自分一人で決めるわけではありませんし、裁判長の方、裁判官の方も、他の裁判員の方もおるわけですから、強い気持ちで事に当たっていくのが大事なんだろうと。そのときには、小さいことでも自分が納得するまでよく話合うことが大事だと思います。それから、他の裁判員の方、裁判官の方とチームワークを持って、一つの問題について共通点を見出すというのですか、事に当たるというのは非常に大事なことだという感じです。

2 番

本当に今回は貴重な体験をさせてもらいました。正直言って、本当に私でいいのかなというところもありました。分からないところも細かく教えていただいたので、すごく勉強になりました。これからどなたがなるかは分かりませんが、経験して、開かれた裁判に持って行ってほしいと思います。

4 番

重大なことを決めるので、言いたいことが言えなかったとか、こういうことを聞かなかったという後悔をしないように、できるだけ口を開いて、聞いているだけでもいいと思いますが、せっかくの機会ですから、口を開いて質問するなり、意見を言うなり、それを努めて頑張ってもらいたいと思います。

5 番

裁判員というのは本当にシビアであると思います。初めは物見遊山でやっておりましたが、人を裁くということがすごく重たいです。自分の人間性をすごく感じながら、それに加味して、社会通念なり、自分の通念なり、また国民の感情を

考えながら、トータルに物事を考えていかなければなりませんので、非常に苦しいと思います。その時に、あまり自分の負担にならないように、普通に自然体で臨んでほしいなと思います。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

竹村検事と田中弁護士には、せっかくおいでいただいたのに、非常に申し訳なく思っておりますが、最後にコメントなり、あるいはここだけは聞いておきたいことがありましたら。竹村検事からどうぞ。

竹村検察官

今日は貴重な御意見どうもありがとうございました。コメントと言いますか、個々の事案の手続については時間がないでしょうから、全体的なことでは構いませんから、立会検察官、それぞれ事件は違うのですが、検察官の様子とか立ち振る舞い、行動で何か感想を持たれたことがあれば、良い点、悪い点を含めて、気づきの点があれば、是非、教えていただきたいと思います。

司会者（笹野所長）

検察官の行動についてのコメントですが、何かございますか。

1 番

一言で、カッコいいんじゃないですか。

3 番

検察官は、冒頭陳述で理路整然と話をされていて、カッコいいんじゃないですかと言われましたけれど、非常に分かりやすい説明をされたのではないかと感じております。

5 番

検察官のある面では非情な部分、ある面では語り口が、すごく歯切れがいい、そういうところはカッコいいと言われましたが、そのとおりだと思いますし、もっと非情な部分を出してもいいのではないかと思います。私たち一般人に比べて

ですよ。もう少し非情であっていいのではないか、積極的であっていいのではないかと思います。

司会者（笹野所長）

ありがとうございました。

田中弁護士。

田中弁護士

今日は貴重なお話をありがとうございました。

弁護人サイドとしましても、弁護人にもっとこういうところを頑張れとか、もう少しここを頑張ってくれた方がもっと良かったのにというところを是非お聞かせいただいて、今後の参考とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

5 番

私の場合は、たまたま弁護人が田中弁護士だったのですが、人情論というんですか、減刑嘆願というんですか、私はそう感じ取ったんですが、その語り口というのがやけに頭に残ったことを今でも覚えています。すごく間合いが良くて、テクニックになるんですけど、すごい語り口というんですか、人の気持ちの中に入って来るといいますか、そういう語り口がすごいなと思いました。

3 番

私が担当した裁判の中で、弁護人の方は、いろいろと弁護、答弁されていたんですが、私の感覚として、検察官と弁護人は激しくやり合うと思っていたのですが、意外とそうでもなかったのは、争点が整理されているからだと思うのですが、もっと御主張されても良かったのではないかなあと少し思いました。

2 番

事の真相というか、刑を軽くするという意味において、一生懸命に弁護人は頑張ったと思っています。ただ、証人として医者が来て説明してくれたのですが、私たちにすれば医学用語がいっぱい出て来てなかなか分かりづらかったです。も

う少し分かるような説明の仕方っていうか、意味を注釈してくれば、もう少し  
弁護人の方も頑張れたのではないかと思います。

中桐裁判官

本日は、貴重な御意見をどうもありがとうございました。裁判所に対してもい  
ろいろ厳しい面も含めて御意見をいただいたと思っております。

裁判官だけではなく、検察官、弁護人も含めてどのように裁判員裁判を運営し  
ていくか試行錯誤の段階ですので、今回の御意見も踏まえて更に良い裁判をして  
いきたいと思っています。本当にどうもありがとうございました。

司会者（笹野所長）

本日は、裁判員経験者の皆様から貴重な御意見をいただきまして、本当にあり  
がとうございました。いただいた御意見を参考に、今後も裁判員裁判をより分か  
りやすく、適切に運営するよう、法曹三者において協力し合い、努力していき  
たいと思います。

長時間どうもありがとうございました。

これで意見交換を終わります。

## 【 記者からの質問 】

NHK

2点質問させていただきたいと思います。1点目ですが、今回皆さんが担当さ  
れた裁判は、全面的に双方が争っていたというものではないと思うのですが、公  
判や評議の際、判断に迷った部分や悩んだ部分はどこだったのでしょうか。

1 番

一番悩んだというよりも、一番慎重にならなければならないのは、神経の病気  
ですので、それをまず一番に考えました。

2 番

正直言って、裁判所に来るまでどういう裁判なのかよく分かりませんでした。

参加して中身が分かり、戸惑いはすごくありました。裁判員の方々と話し合い、分からないことは裁判官に聞きながら話し合いを進めてきたので、勉強させていただいたと思っています。

### 3 番

私も一番難しいと思ったのは、病気と犯行のつながりがどのようになるのか、それが刑にどう反映されるのかというところが難しかったと思っています。

### 4 番

私が参加した裁判は、争いらしい争いは無かったので、一番悩んだのは量刑です。この人は何年刑務所に入っていたら良いのかという判断、初めてやるので雲をつかむような感じで、刑法は何年から何年までとありますが、すごい幅があり、犯罪の態様によって違うのですが、私の参加した事件だと、強制わいせつをただけと、強制わいせつをしてなおかつ怪我をさせると一気に重くなりますが、なぜそれを重くする必要があるのか、根本的な考え方としてどれが順当なのか、判例があっても同じものがないので、そこについては悩みました。

### 5 番

量刑です。これが一番きつかったです。

親族間の殺人事件の軽さにもびっくりしました。

### NHK

2 問目なのですが、裁判員制度 3 年を迎えて制度の見直しが国でも始まっているということなのですが、皆さんが経験されたことを踏まえて、見直すべき部分がありますか。具体的には対象事件を否認事件とか、もっと争いのある事件にするとか、より身近な食品の事故とか薬害とかに広げるべきではないかといったことが論点になっているようですが、何か見直す部分はありますか。

### 1 番

裁判員制度の拡張は分かりませんが、今回参加した裁判では、親類からも拒絶された被告人が刑期を終えて出所後に更生できるのかを考えています。

### 3 番

裁判員制度が今のまま続くのであれば、このような形で続くのだと思いますが、裁判員制度は国民の声を聞くというところから始まったと思うのですが、今日のような経験者による意見交換会も良いのですが、国民から終わった裁判について意見を聞くことも必要ではないのかなと思っています。どうすれば良いのかについて具体的には分かりませんが、国民目線で見ただけのものに合っているのかどうかについて討論する仕方といいますか、国民のレベルで話されるべきではないのかなという気はしております。

### 2 番

やはり、難しいと思います。なかなか人を選んでこれから先どういう裁判の形に持って行くかということについて、これが初歩的に始まったことなので、これから違う形の結果が出るかもしれませんので、裁判所の方にも頑張ってくださいと思っています。

### 4 番

被害事件についても参加していったら良いのではないかとの意見があるということですが、慎重に考える必要があると思います。裁判員裁判に参加して思ったのですが、裁判官は感情のぶれが少ないというところがありまして、今まではそれでいいんだ、神聖不可侵の方が裁判をしているのだから良いのだというところから、人間的な判断になっていないんじゃないかということで裁判員制度が始まったと思っています。感情ではなくて、やったことに対して冷静に判断することが大本にありますから、何でもかんでも増やしていこうというのは、日本の文化に合っていないと思います。ちょっとずつ変えていくのが良いと思われま

### 5 番

一般の人はぶれまくるのが通念でして、今言っていることが次の日には忘れ去られるという普通の通念、秩序を国民は持っていると思います。制度を存続する

とか存続しないというのではなく、裁判員裁判になるという制度が社会に受け入れられるのかという方が問題だと思います。薬害は専門的分野で全然違うと思います。絞られるものは絞っていただきたいと思っています。どういう事件にというのは、裁判所で専門的に絞っていただきたいと思っています。

#### 北海道新聞

もしも御親族の方が裁判員に選ばれて悩んでいたら、どのようにアドバイスしますか。是非、引き受けて欲しいとか、御自身の経験を踏まえてお聞かせください。

#### 1 番

漠然としているんですが「何を悩んでるの。」と聞きたいです。

#### 2 番

これは、本当に難しいです。だけど、自分の経験からやった方がいいと勧めたいと思います。

#### 3 番

選ばれてしまったら、その中で最善を尽くすしかないんじゃないかなと思います。あとはその中で自分の経験で役に立つと思われることがあればお話しはしますが、それ以外は相手の行動を制限しては困るので、余計なことは言わない様にしたと思います。

#### 4 番

人生は一回しかないですから、やってみたら良いのではないかと思います。その人その人の考えがありますから、悩んだら悩むだけ悩んで、その後は自分で決めるしかないと思っています。

#### 5 番

4番と同じです。自己の裁量があるので、それぞれの裁量で苦しんで、悩んでやってほしいなと思います。そして、その中でも楽しんでくれと、その苦しみを楽しんでくれというだけです。それ以上のアドバイスはありません。

#### NHK

意見交換会の様子を聞いていて、皆さん守秘義務の範囲以上にしゃべらないようにされているんだな、あるいはしゃべりたくないんだなと思ったのですが、守秘義務に反しない限りでもお話をされないようにしている理由は、どういうところにあるのかをお聞かせください。

司会者（笹野所長）

守秘義務については、評議の中で誰が何を言ったかとか、プライバシーに関することは話せませんが、法廷で見聞きしたことや裁判員になった感想は話しても良いことになっていることはこれまでも御説明しているところです。しかし、先ほどの意見交換会の中で、自分が裁判員になったことを誰にも話していない、また、感想も誰にも話していないという方が多かったので、記者の方が疑問に思われて質問しているのではないかと思います。なかなか難しい質問ですが、お答えできる範囲でお答えいただければと思います。

3 番

私は、あまり聞かれなかったので、話す機会が無かったのですが、たぶん想像ですが、守秘義務はそんなに邪魔なものにならないのではないかと考えています。話せないことは話せないと言えますし、評議の中でどのように決まったのかと聞かれれば話していけないことになっていますし、量刑は何対何で決まったのかと聞かれてもそれは話してはいけないことなので、それは話せませんと、そんなに難しいことではありません。雰囲気はどうだったかについては聞かれなかったので話さなかっただけで、守秘義務の内容が分かっていたら、そんなに邪魔になるものではないと自分の中では思っています。

4 番

守秘義務が及ばない範囲ではいろいろ話す方ですが、皆さん自分が体験したこととはすごい大事なことで、重大なこととして受け止めているということと、用心し過ぎるに越したことはないと思っています。

5 番

一般の人は、マスコミの発表範囲内でしか聞かないと思います。

1 番

済んだことは忘れるということが人間はできるのです。

2 番

3 番の方がおっしゃったとおり、自分自身では話すことはできないということが頭にあるので、家族であっても裁判員に選ばれたということしか話していません。ここでの話はここだけの話で終わらせると聞いていましたので、それ以上のことは話していません。